

第4節

豊かで活力ある
ユビキタスネット社会の構築

1

デジタル・ディバイドの解消及び地域の情報化の推進

現在、我が国においては、DSL（Digital Subscriber Line）やFTTH等のブロードバンド契約数は、2,830万加入（平成19年12月末）に達しており、また携帯電話（PHSを含む）の契約数が1億を超えるなど、円滑な社会経済活動及び国民生活においてインターネット及び携帯電話が不可欠な社会インフラとなっている。

しかしながら、ブロードバンドや携帯電話が利用できない地域が、採算性等の問題から民間事業者の投資が期待しにくいような地域を中心に存在しており、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっている。

政府は、「IT新改革戦略」において、2010年度（平

成22年度）までに光ファイバ等の整備を推進し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消することを目標として掲げており、総務省はこの政府方針を踏まえて、平成18年8月に「次世代ブロードバンド戦略2010」を策定した。

同戦略では、2010年度（平成22年度）へ向けた整備目標として、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する、超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とすることを掲げ、ロードマップの作成等の整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制の在り方を明らかにしている。

(1) デジタル・ディバイド解消に向けた取組

ア デジタル・ディバイド解消戦略会議の開催

我が国においては、平成19年12月末現在で、ブロードバンドのサービスエリア世帯カバー率（推計）は95.8%、また、携帯電話についても、平成19年3月末現在で人口カバー率99.7%まで整備が進んでいるものの、未だ利用できない地域も存在している（図表3-4-1-1）。

そこで、総務省では、2010年度（平成22年度）をターゲットとしたブロードバンド・ゼロ地域の解消や、

携帯電話不感地帯の解消を実現し、デジタル・ディバイドを解消するための具体的施策について検討を行うため、平成19年10月から「デジタル・ディバイド解消戦略会議」を開催している。

同会議では、

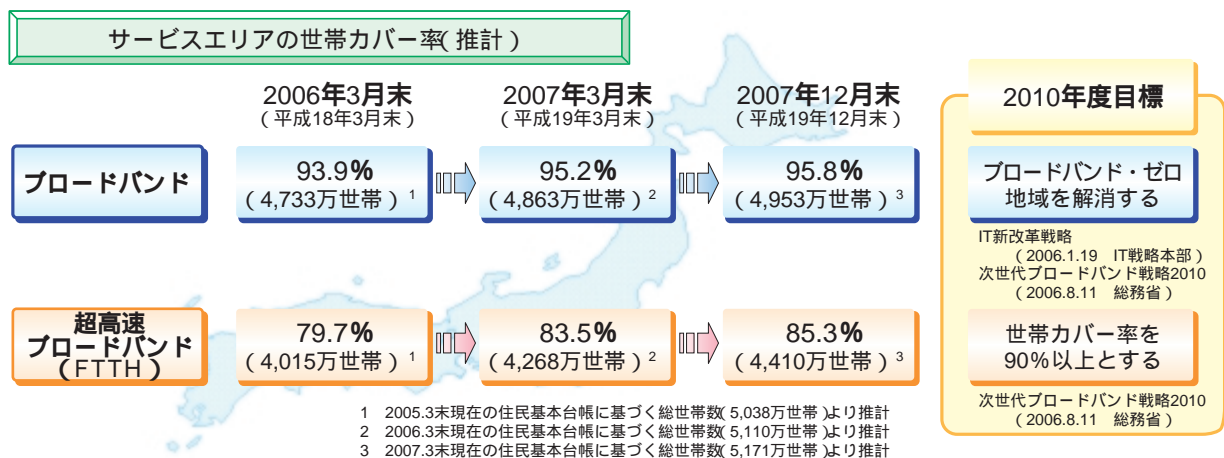
検討対象地域の特定と課題の抽出

各地域の課題に対応した政策支援の在り方

所用の支援策の改善の方向性

等について検討を行っているところである。

図表3-4-1-1 ブロードバンドの整備状況（平成19年12月末）



ブロードバンド・サービス(FTTH、ADSL、ケーブルインターネット等)について、事業者情報等から、原則町丁目単位での利用可能の有無を区分し、国勢調査(平成12年)及び住民基本台帳(1～3)の世帯数を踏まえサービスエリアの世帯カバー率を推計
ただし、ADSLについては、サービスエリア内であっても、収容局からの距離が概ね4kmを超える地区については信号の減衰が大きく実用に適しないことから利用可能とせず、世帯カバー率の推計を行っている

イ 次世代ブロードバンド技術の利用環境の整備等
「次世代ブロードバンド戦略2010」の中で、ブロードバンド技術については、地域のニーズや実情に応じた有線系・無線系の技術を適切に用いることが重要であり、そのための環境整備を図ることにより、整備の進みにくい地域に対するブロードバンド基盤の整備を促進することが必要であるとしている。

そこで、総務省では、ブロードバンド・ゼロ地域の解消の実現に向けた次世代ブロードバンド技術の普及を促進するため、その技術面における利用環境整備方針の検討をすることを目的として、平成18年11月から「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」を開催し、平成19年6月に報告書を取りまとめた。

同報告書では、次世代ブロードバンド技術の導入促進の取組を進める上での課題として、

有線系・無線系の複数の技術を組み合わせたシステムの実証実験の実施

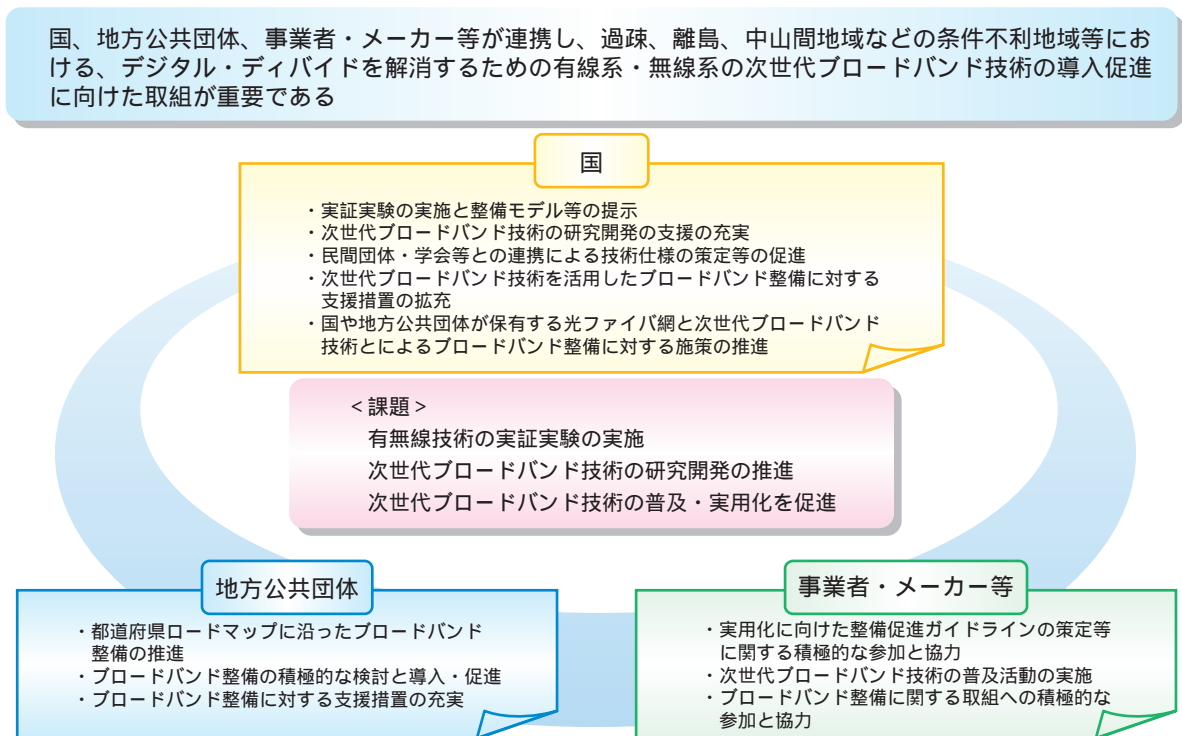
次世代ブロードバンド技術の研究開発の推進

次世代ブロードバンド技術の国内外での普及・実用化を促進

の三つを抽出し、これらの課題を解決するためには、国・地方公共団体、事業者が連携し、条件不利地域等における、デジタル・ディバイドを解消するための有線系・無線系の次世代ブロードバンド技術の導入促進に向けた取組が重要であるとしている。

総務省では、同研究会での提言を踏まえ、ブロードバンド技術の利用環境整備方針について、引き続き検討を行っていくこととしている。

図表3-4-1-2 次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に向けた対応



2

情報通信基盤を活用した地域振興等

(1) ITによる地域活性化等緊急プログラム

政府は、平成18年1月に策定した「IT新改革戦略」の下、平成19年4月及び7月に策定した「IT新改革戦略パッケージ」、「重点計画-2007」に基づき、情報通信インフラを地域において整備するとともに、ITの活用による地域経済の活性化、都市部と地方との均衡ある発展等の様々な課題の克服に取り組んでいるところである。

しかしながら、昨今、地域活性化や豊かな暮らしの実現への取組が喫緊の重要課題となっている状況を踏

まえ、早急な課題解決に向けた政府一体としての支援をより強力かつ迅速に実施するため、平成20年2月に「ITによる地域活性化等緊急プログラム」を策定した。

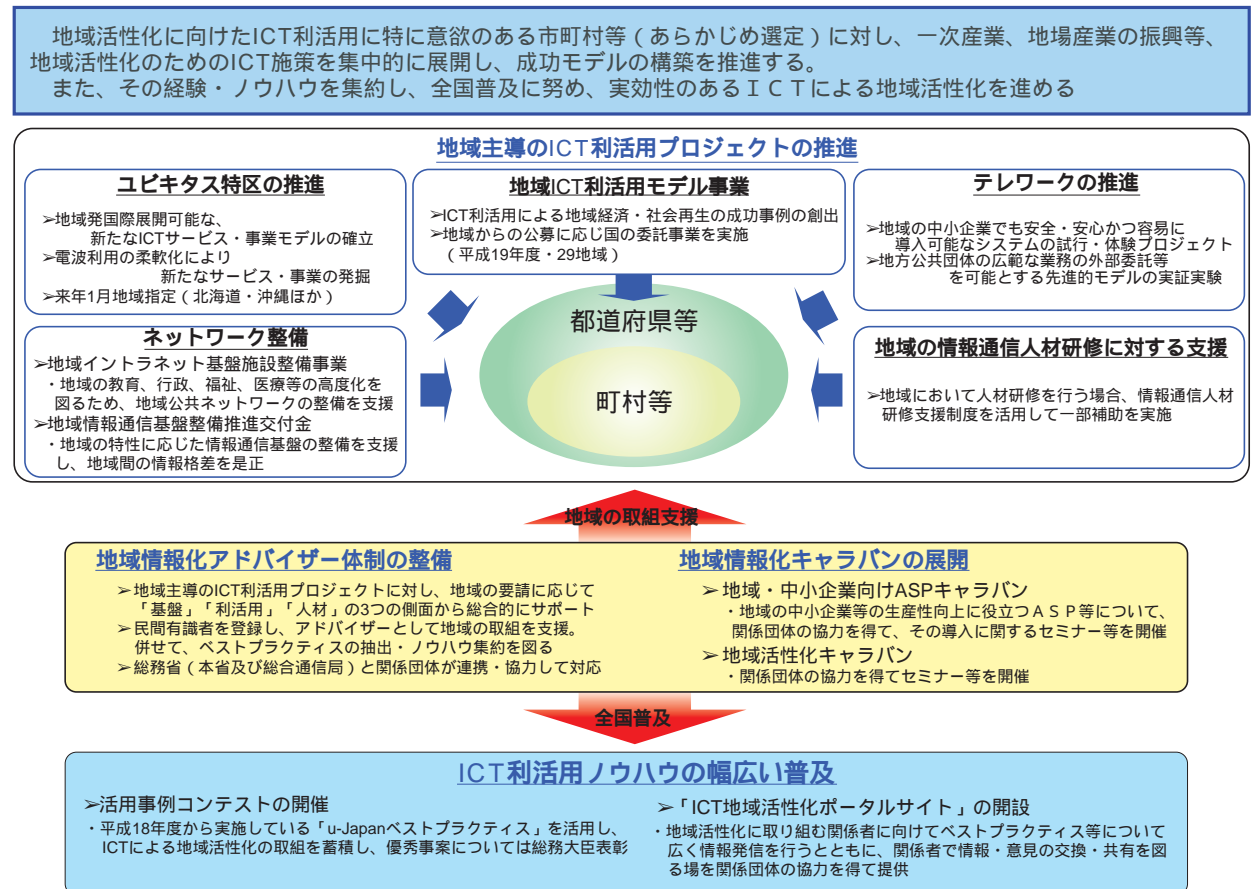
同プログラムは、地域の自主性の尊重、支援施策の体系化、政府一体となった施策の推進、成果の普及展開及び社会への還元、情報通信基盤の地域間格差の早期解消、の五つの方針を踏まえて実施することとしている。

(2) ICT地域活性化の総合的な支援体制の整備

総務省は、地域間格差の是正等が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、地域におけるユビキタスネット社会の創造を通じて地方の社会経済の活性化等を図る観点から、ICTによる地域活性化に意欲的に取り組む地域に対して、地域情報化アドバイザーの派遣、地

域情報化キャラバンの展開等の施策により、成功モデル構築に向けた支援体制の整備を行うとともに、知見・ノウハウを全国に普及し、ICTの構造改革力を生かした地域経済・社会の底上げを図ることとしている(図表3-4-2-1)。

図表3-4-2-1 ICT活用による地域活性化



地域の取組支援とICT利活用ノウハウの普及については、財団法人全国地域情報化推進協会等の関係団体と連携して推進

(3) 地域におけるICT利活用の推進

ア 地方の活性化とユビキタスネット社会に関する懇談会

総務省では、地域ユビキタスネット社会の創造を通じて地方の社会経済の活性化等を図るための具体的課題及び方策を検討する場として、平成18年11月から平成19年6月までの間、「地方の活性化とユビキタスネット社会に関する懇談会」を開催し、平成19年9月に報告書を公表した。

同報告書では、「ICTの活用により、地域の諸課題の自立的解決が図られる、開かれたコミュニティ」であるユビキタス・コミュニティの構築には、地域ICT基盤の整備、地域ICT利活用の促進、地域ICT人材の育成といった取組を一体的に推進していく必要があり、併せてそのための新たな推進体制を確立することが重要であるとの提言がなされている。

イ 地域ICT利活用モデル構築事業

総務省では、地域経済の活性化や少子高齢化への対応等地域が抱えるそれぞれの課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するためのモデル的取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化等の促進を図ることを目的として、平成19年度から「地域ICT利活用モデル構築事業」を創設したところである。

同事業は、

地方公共団体に対し、ICTの利活用による地域課題の解決や住民の利便性の向上に資する汎用的なICT利活用モデルの構築を委託する

委託先は、モデルを構築し、その成果物を国に提出する

国はその成果物を必要に応じて他の地方公共団体に提供することにより、モデルの全国展開を図るものであり、平成19年度はICTを利活用した地域課題の解決モデルの構築を29団体に委託したところである。

ウ 地域情報プラットフォームの普及促進

総務省は、地方公共団体等の情報システムが相互に接続・連携できるようにあらかじめ各々のシステムが準拠しておくべきルールを定めた標準仕様「地域情報プラットフォーム」の普及を推進しており、これまで、地方公共団体等のシステム間の連携を可能とする技術の開発を進めるとともに、標準仕様等の策定を行ってきたところである。地域情報プラットフォームの活用によって、引越や退職等のライフイベントに対応したワンストップサービスの提供や、防災をはじめとした公共サービスの共同展開を効率的に進めることができると期待されている。

平成19年度末に地方公共団体間、地方公共団体・民間団体間のシステム間連携を確保するための「地域情報プラットフォーム標準仕様書V2.0」が策定され、公表されているほか、公共アプリケーションの共通利用を可能とする「防災・医療・健康・福祉、教育の各アプリケーション基本提案書」が策定され、公表されている。

今後は、標準仕様等に準拠したシステムの早急な実用化を図るため、引越分野等について実証実験を行い、様々な運用面の課題の抽出とその解決方策の提示を行うこととしている。

(1) 利用環境のユニバーサル化の促進

現在、様々なサービスが情報通信機器やウェブサイトを通じて広く提供されつつあり、高齢者や障害者にもこれらの機器やサービスを容易に利用できること、すなわちアクセシビリティの確保が重要となっている。

ウェブアクセシビリティについては、高齢者や障害者を含む誰もが公共分野のホームページ等を利用することができるようにするため、平成17年12月に策定したウェブアクセシビリティの維持・向上の取組モデルである「みんなの公共サイト運用モデル」の積極的な活用を促進しているところである。

また、電気通信アクセシビリティについては、平成19年1月、ITU-Tにおいて、日本提案により検討が進められた「電気通信アクセシビリティガイドライン」

が勧告として承認された。本ガイドラインは、高齢者や障害者が、障害や心身の機能の状態にかかわらず、固定電話、携帯電話、ファクシミリ等の電気通信機器やサービスを円滑に利用できるよう、電気通信機器・サービスの提供者が企画・開発・設計・提供等を行う際に配慮すべき事項を示したものである。総務省では、電気通信分野のアクセシビリティの一層の向上のため、国内に向けた本ガイドラインの周知・普及に取り組んでいる。さらに、平成18年度からは、高齢者が使いやすいICT利活用環境の実現を促進するため、高齢者が使いやすいICT製品・サービス等における高齢者のユーザビリティ（使いやすさ）を向上させるために必要となる指針等の策定に関する検討を行った。

(2) 高齢者・障害者のICT利活用支援の促進

総務省では、独立行政法人情報通信研究機構を通じて、通信・放送に関する高齢者・障害者向けのシステム・機器や、サービス等の開発の促進のため、高齢者・障害者向けの通信・放送技術の研究開発への支援を行っているほか、身体障害者向けの通信・放送役務サービス（聴覚障害者向けの電話リレーサービス等）の提供や開発を行う企業に対して、必要な資金の助成

を行っている。

また、平成18年度からは、高齢者や障害者のICTの利活用を通じた社会参加を促進するため、高齢者や障害者がICTを活用して社会参加している事例の収集やその評価・分析等を通じて、必要な支援等の在り方を検討するとともに、セミナーの開催等、これら成果の普及を図るための取組を進めているところである。

(3) 視聴覚障害者向け放送の普及促進

総務省では、視聴覚障害者が放送を通じて円滑に情報を入手することを可能にするため、字幕番組及び解説番組等を制作する者に対し、その制作費の一部について助成を行っている。

また、平成9年には、平成19年までに、新たに放送する字幕付与可能な放送番組のすべてに字幕を付すことを目標とする「字幕放送普及行政の指針」を策定し、平成18年度の字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合は、NHK（総合）では100%、民放キー5局平均では77.8%となっている。

また、総務省では、今後のデジタル放送技術・サービスの進展を踏まえた、字幕放送、手話放送、解説放送の推進に向けた検討を行うことを目的として、平成18年10月から「デジタル放送時代の視聴覚障害者向け放送に関する研究会」を開催し、同研究会は平成19年3月に報告書を取りまとめた。

同報告書において、平成20年度以降の視聴覚障害者向け放送の普及拡大に向けて、平成29年度までの新たな字幕・解説放送の行政指針を策定すること等が提言されたことを踏まえて、総務省では、平成19年10月に「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定した。同指針においては、字幕放送については、字幕付与可能な放送番組に、複数人が同時に会話を行うもの以外の生放送番組（いわゆるストレートニュース等）等を新たに追加するとともに、再放送番組も目標の対象に含め、平成29年度までに、字幕付与可能な放送番組¹のすべてに字幕が付与されること、新たに指針を策定した解説放送については、平成29年度までに、対象の放送番組²の10%（NHK総合、民放キー5局等）15%（NHK教育）に解説が付与されること、を目標としている。

¹ 複数人が同時に会話を行う生放送番組など技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く7時から24時までのすべての放送番組

² 権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く7時から24時までのすべての放送番組

(1) 電子政府の実現

ア 行政の情報化の総合的・計画的推進

政府は、これまで「電子政府構築計画」(平成15年7月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成16年6月一部改定)、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月閣議決定)、「IT政策パッケージ-2005」(平成17年2月IT戦略本部決定)等に基づき、国民の利便性・サービス向上、ITを活用した業務改革、電子政府の推進体制の整備・充実等のための取組を行っており、「IT新改革戦略」においても、ITの構造改革力を追求する政策の一つとして、「世界一便利で効率的な電子行政」の実現が掲げられたところである。

各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議では、今後の電子政府に係る各種政策について、IT新改革戦略等に基づき、PDCAサイクルの確立により着実に実施し、成果を確実なものとするため、平成18年8月に「電子政府推進計画」を策定している(平成19年8月改定)。

同計画は、達成すべき目標として、

利用者視点に立った手続の見直し・改善等を進め、国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率を50%以上とすること

業務・システム最適化の着実な実施による行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、システム運用経費の削減や業務処理時間の削減等最適化の効果の可能な限り早期の実現を図るとともに、更なる効果の向上を図ること

個々の業務・システムや府省内における最適化にとどまらず、簡素で効率的な政府の構築を図るため、政府全体として、業務・システムの共通化、集中化、共同利用化等の更なる最適化を推進すること

情報システムの高度化を図るとともに、安全性・信頼性を確保すること

国・地方の枠を超えた電子行政窓口サービスの展開を念頭に置き、様々な行政手続サービスを基本的にワンストップで簡便に行える第二世代の電子行政サービス基盤の標準モデルを平成22年度を目途に構築すること

を挙げており、総務省としても、同計画に沿って、行政の情報化を着実に推進していくこととしている。

平成18年度においては、国の行政機関が扱う申請・届出等手続について、13,448種類の手続がオンライン化されており(オンライン化率95.0%)、申請・届出等以外の手続について、10,312件の手続がオンライン化されている(オンライン化率64.0%)。

イ 調達手続の電子化

政府調達(公共事業分野を除く)手続の電子化は、平成11年12月までのバーチャル・エージェンシー(省庁連携タスクフォース)の検討や当時の高度情報通信社会推進本部での決定以来、内閣官房及び総務省が中心となり、全省庁が参加する「政府調達(公共事業分野を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議」において検討、推進されており、平成13年6月には政府統一の競争入札参加資格に係る新システムの運用が開始され、また、入札・開札の電子化についても、平成15年度にはすべての省庁でシステムが導入されている。

契約の電子化に向けては、総務省では、平成15年9月から開催した「政府調達(公共事業分野を除く)における契約の電子化のあり方に関する検討会」において、契約業務の現状及び電子化の在り方、システム実現に向けた行動計画等について取りまとめた最終報告書やCIO連絡会議で決定された最適化計画を踏まえて設計した全省庁で共同利用する電子契約システムの開発を平成19年度以降に行い、連携する他の府省共通システムの構築に合わせて運用開始を図ることとしている。また、現在各府省で個別運用されている電子入札システムについても、これと同時期にシステムの統合化、共同利用化を行い、将来的なシステム運用、保守の効率化を目指す予定である。

なお、このような情報システムに係る調達改革としては、CIO連絡会議の下、総務省が中心になって、技術力のある企業に対する競争参加機会の拡充や分離・分割調達の推進等を含む「情報システムに係る政府調達の基本指針」を平成19年3月に策定している。

(2) 電子自治体の推進

電子自治体は、地方公共団体におけるICTの活用により行政サービスの高度化及び行政の簡素化・効率化を図ることを目的とするものである。総務省では、平成19年3月に「平成22年度までに利便・効率・活力を実現できる電子自治体を実現すること」を目標とした「新電子自治体推進指針」を策定しており、毎年度実施状況のフォローアップを行っている。

ア 国による電子自治体構築支援

総務省では、「IT新改革戦略」を踏まえ、電子自治体システムの効率的な構築、住民の利便性向上や業務改革等に向けて取り組んでおり、「電子自治体の推進に関する懇談会」を開催して電子自治体に係る施策の推進に関し取組状況の把握、課題の抽出・検討及び必要な助言を行っている。また、平成19年10月から同懇談会の下でオンライン利用促進ワーキンググループとセキュリティワーキンググループを開催している。平成20年3月には、携帯電話を活用した電子申請システムの構築及び地方公共団体における証明書等の電子交付等について、オンライン利用促進ワーキンググループ報告書が取りまとめられた。セキュリティワーキンググループでは情報資産のリスク分析、ICT部門の事業継続計画（BCP）の策定及び外部委託等に伴う個人情報漏えい防止の具体的方策について検討を行っている。

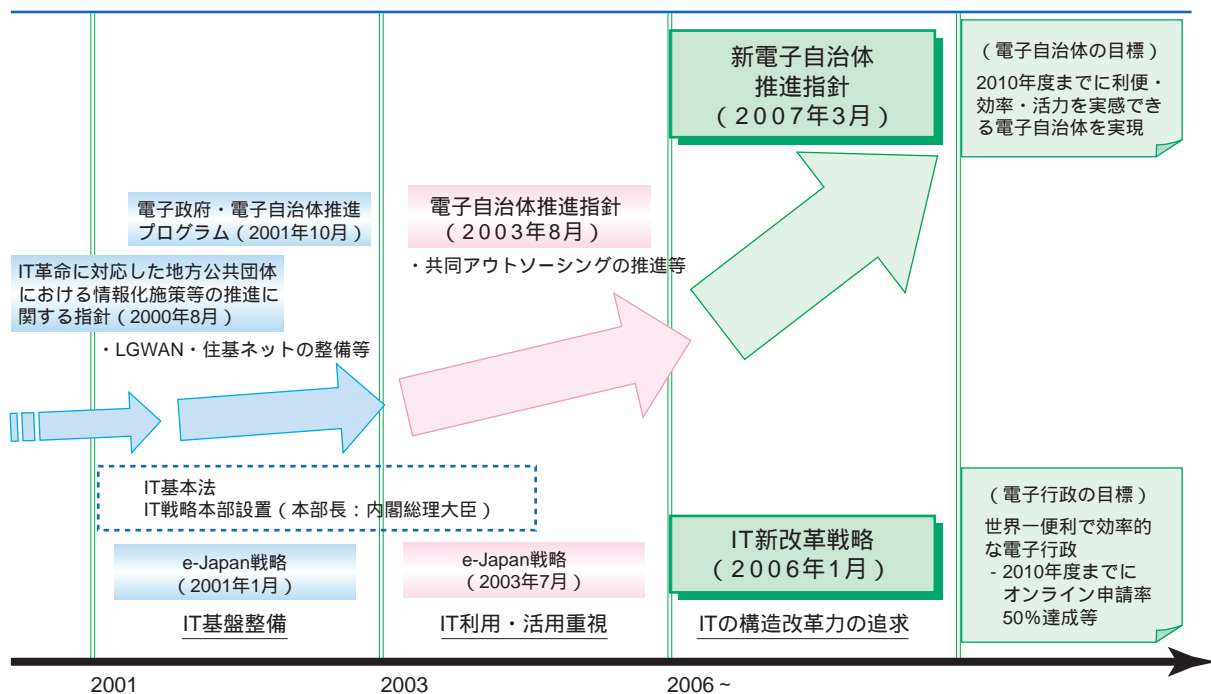
イ 電子自治体における個人情報保護と情報セキュリティ対策の徹底

電子自治体の推進において、個人情報の保護と情報セキュリティ対策が重要な課題となっている。

平成19年4月現在、個人情報保護条例はすべての都道府県・市区町村で制定済みであり、情報セキュリティポリシーは都道府県で全団体、市区町村で96.8%が策定している。総務省では、すべての地方公共団体が情報セキュリティ監査を実施するよう地方財政措置を行うとともに、地方公共団体の自治体セキュリティ情報の共有等の機能を有する「自治体CEPTOAR」（平成19年3月）に対し、必要な助言等の支援を行うこととしている。

また、総務省では、平成18年2月に情報セキュリティ会議が決定した「第1次情報セキュリティ基本計画」を受けて、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」と「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」の全部改定をそれぞれ平成18年9月、平成19年7月に行った。

図表3-4-4-1 我が国のICT戦略と電子自治体推進指針の展開



(3) 住民基本台帳ネットワークシステムの活用

住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報）により、全国共通の本人確認や、行政機関への本人確認情報の提供が可能となるものであり、平成14年8月から稼働している同システムは、住民利便の向上や、電子政府・電子自治体の基盤として重要な役割を果たしている。総務省では、都道府県、市町村等との連絡調整を図りつつ、引き続き地方公共団体における同システムの円滑かつ

着実な運用を支援していくこととしている。

また、この住民基本台帳ネットワークシステムについては、個人情報保護が重要な課題であることから、総務省では、平成14年9月から開催している「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」における議論・提言を踏まえ、引き続き全地方公共団体を対象としたチェックリストによる点検を実施するなど、個人情報保護について十分な措置を講じていくこととしている。

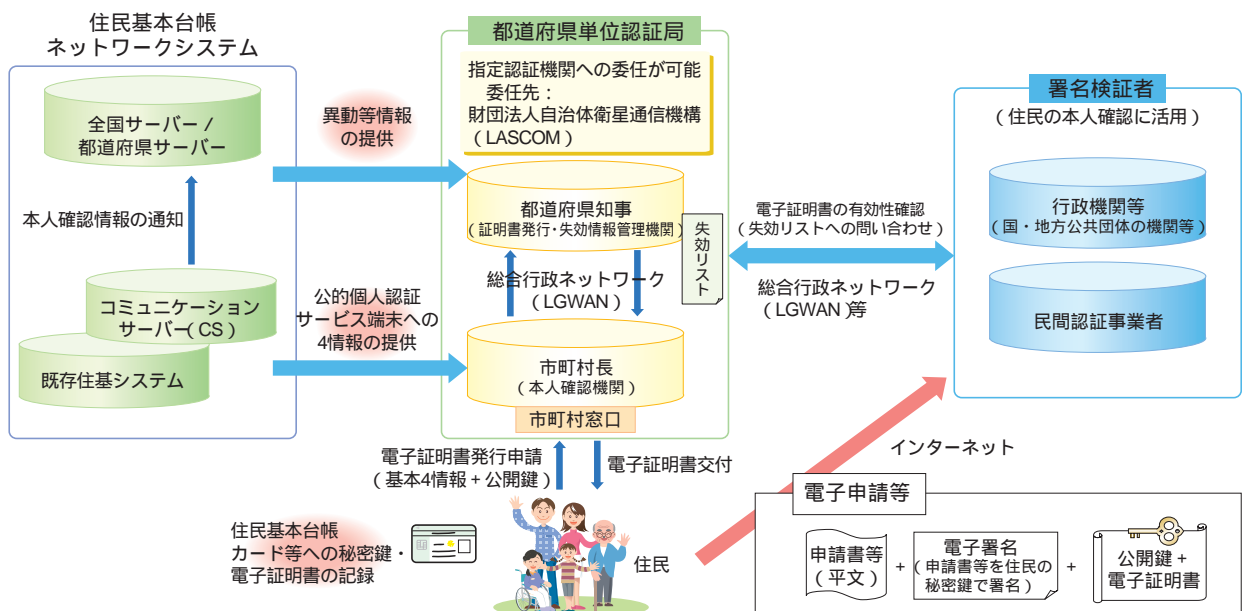
(4) 地方公共団体による公的個人認証サービス

インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難であることから、他人になりすまされたり、文書の内容を改ざんされたり、送信者に送信を否認されたりするなどの危険性がある。行政手続等のオンライン化を促進し、電子政府・電子自治体を実現するためには、こうした問題を解決する必要があることから、「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」（平成14年法律第153号）に基づき、平成16年1月から、地方公共団体による公的個人認証サービスの提供が開始された。公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期間が3年間、発行手数料が500円となっており、市区町村の窓口で厳格な本人確

認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けることができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等にオンライン申請をすることが可能となる。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告、不動産登記申請等、平成19年4月現在で、国では15府省庁等、地方公共団体では47都道府県及び一部市区町村の手続が対象となっているところであり、今後、国及び地方公共団体の各種手続においても、公的個人認証サービスの利用が順次拡大される見込みである。

図表3-4-4-2 公的個人認証サービス



5

消防防災分野におけるICT化の推進

(1) 災害に強い消防防災ネットワークの整備

大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の規模や被害の概況を国が迅速かつ確に把握し、緊急消防援助隊の出動その他の災害応急対策を迅速に講じることが重要である。このため、災害時においても通信を確実に確保し、情報の収集及び伝達を迅速かつ確に行うべく、国、都道府県、市町村等においては、加入電話、携帯電話等の公衆網及び専用線等を使用す

るほか、災害に強くふくそうのおそれのない自営網である消防防災通信ネットワークを整備している(図表3-4-5-1)。

総務省では、今後も、消防防災通信ネットワークの整備促進及び充実強化を図るとともに、非常通信協議会の活動等により、不通となった場合の通信の確保に努めている。

(2) ICT化の今後の展開

ア 全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

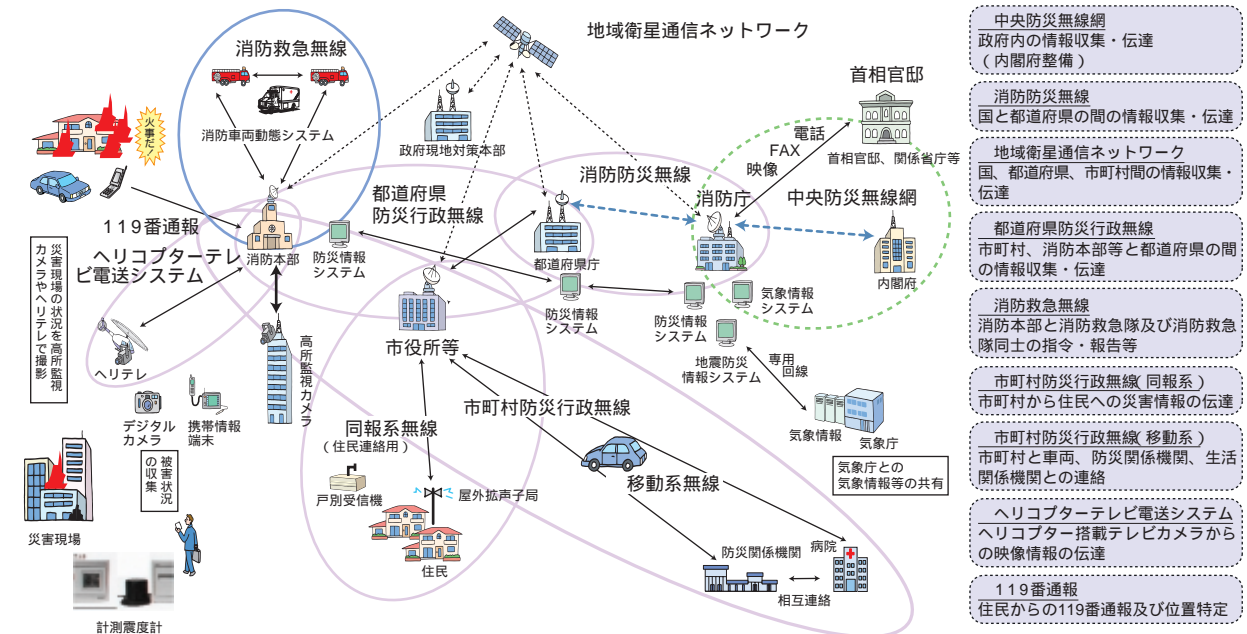
総務省では、津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム(J-ALERT)」の整備に向け取り組んでいる。平成19年2月から、情報の送信を開始しており、平成20年4月1日現在、38都道府県53市区町において、情報の受信、同報系防災行政無線の自動起動を開始している。

イ ヘリコプターテレビ電送システムにおけるデジタル方式の導入

広域災害等の際に迅速な情報収集のために活用されているヘリコプターテレビ電送システムについては、平成19年7月に電波法関係審査基準(平成13年1月総務省訓令第67号)が改正されたことにより、従来のアナログ方式に加え、デジタル方式による導入が可能となった。

デジタル方式は、従来のアナログ方式よりも高画質の映像伝送、映像乱れの少ない長距離伝送、従来の倍のチャンネルの映像伝送が可能となるなどの優れた特長を有しているため、総務省では、財政支援等により、地方自治体における整備の促進を進めているところである。

図表3-4-5-1 消防防災通信ネットワークの概要



第3章 情報通信政策の動向

我が国では、日本経済の成長力・国際競争力を強化する取組の一つとして、コンテンツ分野の市場拡大を基本政策に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)において「今後10年間で約5兆円のコンテンツ市場の拡大」を目指すとの数値目標を設定している。また、「知的財産推進計画2007」(平成19年5月知的財産戦略本部)では、「世界最先端のコンテンツ大国を実現する」ことを大きな柱として掲げ、官民一体となった取組を推進している。

総務省では、文化的側面のみならず、経済成長を支える成長産業としても重要な位置付けにあるコンテンツ市場において、インターネットのブロードバンド化や高度利用の進展、デジタル放送ネットワークの利用・普及の進展等に伴う、情報通信インフラの活用や、海外展開を含むコンテンツのマルチユース等、良質なコンテンツの製作・流通の促進に向けた重要課題について、検討を行っている。

(1) コンテンツの製作・流通環境の整備

ア コンテンツの利用・流通に係るルール等の在り方

インターネットを介した映像配信サービスの利用者の増大、地上デジタル放送の普及等コンテンツの流通を取り巻く環境の変化を踏まえ、コンテンツの利用に関する制度や、著作権保護技術の現状、諸外国の状況等を踏まえた、インターネットやデジタル放送におけるコンテンツの利用ルールに関する基本的な考え方や、コンテンツの「IPマルチキャスト方式」を用いた配信及びインターネット上における流通等、今後のコンテンツの流通ルールの方向性について、情報通信審議会「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」において集中的な検討を進めている。

イ コンテンツ取引市場の形成に向けた取組

デジタル化、ネットワーク化の進展に伴い進展する、放送コンテンツの二次利用やこれに伴う取引を促進し、コンテンツ取引市場の形成とその拡大を図っていくことはコンテンツ大国の実現に向け不可欠である。

こうした観点から、総務省では、民間主導による取引市場の創出を推進するべく、著作権の所在及び手続の透明性等の取引の現状整理や、取引市場の形成に向けた具体策として、製作者の持つコンテンツに関する情報を集約・公開するデータベースの構築に向けた検討及び実証実験を進めている。

また、コンテンツ取引の促進及び取引市場の形成に資するべく、「コンテンツ取引市場の形成に関する検討会」(平成19年8月最終報告)の提言を受け、社団法人デジタルメディア協会が主催するAMD Awardにおいて、平成19年から新たに「企画部門賞」を創設し、自ら資金とリスクを負担する意思のある多様なコンテンツ製作者が行う、積極的なマルチユース展開に対し、製作や流通面での協力検討体制を準備している。

ウ 放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討

近年、放送コンテンツにおける製作者の重要性は増大しており、製作環境を改善し、製作インセンティブの向上を図る観点からも、製作取引の適正化の要請が高まっている。

こうした状況を踏まえ、放送コンテンツに係る製作取引の現状を検証するとともに、ガイドラインの策定やフォローアップ体制の整備等、より適正な製作取引の実現に向けた具体策の検討を行うべく、平成20年1月から「放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会」を開催している。

同検討会では、

放送コンテンツの製作取引に関する現状の検証
より透明、公正な取引の促進に向けた課題
課題解決に向けた具体策

について検討を行い、平成20年6月を目途に最終報告を行う予定である。

エ ネットワークを利用した不正なコンテンツの流通の防止

インターネットのブロードバンド化に伴い、YouTube等の動画投稿サイトにおける不正なコンテンツの流通等が拡大していることから、総務省では、不正流通による被害状況や対応策等についての調査を行い、官民連携による不正な映像コンテンツの流通防止対策等について検討している。

(2) IPTVに関する取組

放送番組その他の映像コンテンツを、IPネットワークにより地上デジタル放送と同等の品質でテレビ受信機等へ配信する、いわゆるIPTVサービスの実現に向け、利用者の利便性等に配慮しつつ、送出側・伝送路・視

聴端末のそれぞれにおいて必要な技術要件や運用に関わるルールについて、学識経験者、放送事業者、通信事業者及び家電メーカー等が参加する「IPTVフォーラム」と連携・協力しながら検討・検証を進めている。

(3) コンテンツの国際競争力の強化

コンテンツの積極的な海外展開による文化の発信は、自国ブランドの確立、強化等の面に加え、新たな海外市場の獲得による新産業の育成と雇用の拡大等、経済的な観点からも重要な課題となっている。このため、ICT産業全体の国際競争力強化の一環として、放送番組を中心とするコンテンツの国際競争力・世界への発信力の強化を図るべく、産学官が一体となって協力する

体制の整備や、基本的な戦略の策定等について検討を行い、我が国のコンテンツの国際競争力の強化に向けた取組を推進している。

また、放送事業者と協力し、国内外の優れた放送コンテンツを一堂に会する場として「国際ドラマフェスティバル」を開催するなど、我が国の放送コンテンツの海外展開を促進するべく積極的な取組を進めている。

我が国ICT産業が、グローバル競争の激化する中で更なる発展を遂げるために、イノベーションの担い手として期待されているのが、先進的、独創的な技術やビジネスモデルによりニュービジネスを創出するICTベンチャーである。

政府は、「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月閣議決定)において、「研究開発型ベンチャー等の企業活動の振興」として、包括的な研究開発型ベンチャー

支援策の強化を図ること等を、また、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月閣議決定)において、イノベーションを創出するベンチャーの育成等を行うことをうたっているところであり、総務省としても、関係省庁と連携しつつ、資金供給、人材確保・育成、情報提供等の面について、ICTベンチャーの創業・成長を促進するための支援を講じている。

(1) ICTベンチャーの人材育成支援

ア 「事業計画作成とベンチャー経営の手引き」及び「事業計画作成支援コースの運営とベンチャー支援上のポイント」の策定

創業期から事業拡大期のICTベンチャーは、経営者が明確な理念を持ち、的確な事業計画を策定・遂行することが必要であるが、現状ではICTベンチャーの経営者自身が試行錯誤の中で経験を積む過程に依拠することが大きく、大学院等の高等教育機関や民間企業では十分な対応が図られていないのが現状である。

このような状況を踏まえ、総務省では、ICTベンチャーの経営者に求められる事業計画作成能力の向上を効果的に支援するため、「事業計画作成とベンチャー経営の手引き」及び「事業計画作成支援コースの運営とベンチャー支援上のポイント」の策定を行った(図表3-4-7-1)。

イ 「ICTベンチャー・リーダーシップ・プログラム」の策定

日本の学生は、欧米や韓国等の諸外国に比べて大企業志向が強く、また中小企業やICTベンチャー企業に対する認知、理解度も全体として極めて低い状態にある。

そこで大学・高等専門学校等の教育機関等において使用されることを想定して、ICTベンチャーの経営層候補となり得る人材の育成を目的として、「ICTベンチャー・リーダーシップ・プログラム」の策定を行った(図表3-4-7-2)。

ウ 「ICTベンチャー人材確保育成ガイドライン」の策定

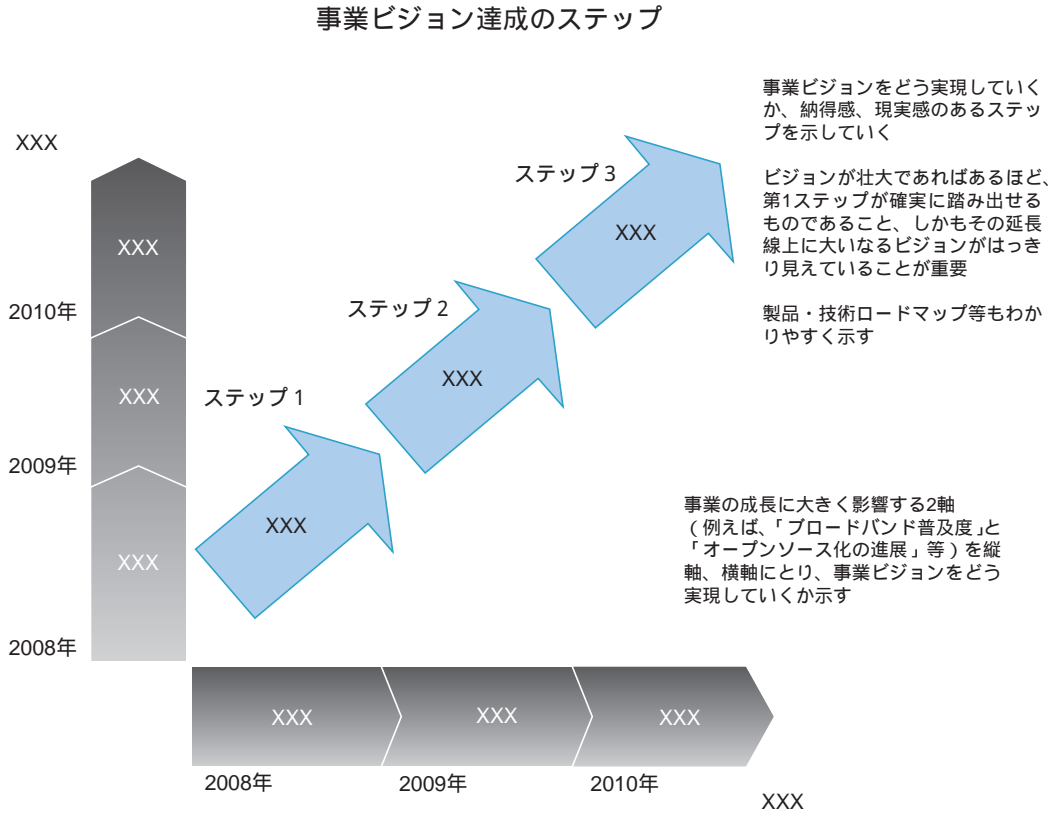
成長スピードの速いICTベンチャーが、次々に発生する経営課題に対処し、事業を拡大するためには、優秀な人材を確保する必要がある。そこで総務省では「ICTベンチャーの人材確保のあり方に関する研究会」を開催し、その検討結果を踏まえ、平成19年に人材確保を円滑に進めるための手引集として、「ICTベンチャー人材確保ガイドライン」を策定した。同ガイドラインは、ICTベンチャー経営者が人材の確保で困った/悩んだ際に、解決に向けたアクションを考えるヒントを整理している。

(2) ICTベンチャーに対する助成金・税制等の支援

創業後間もないICTベンチャーに対して、助成金(先進技術型研究開発助成金、通信・放送新規事業助成金。いずれも独立行政法人情報通信研究機構が公募実施) テレコム・ベンチャー投資事業組合からの出資、

独立行政法人情報通信研究機構による債務保証、税制(エンジェル税制等)等の資金面での支援措置を講じている。

図表3-4-7-1 事業計画作成とベンチャー経営の手引き



図表3-4-7-2 ICTベンチャー・リーダーシップ・プログラム（抜粋）

ICTベンチャー・リーダーシップ・プログラムの概要

本プログラムでは、技術的な分野への理解も深めながら、ICTベンチャーのビジネスプランの作成方法を習得します。前期は講義形式でICTベンチャーに興味をもってもらい、後期はワークショップ形式でビジネスプランを作成してICTベンチャーの経営幹部候補生（高度ICT人材）を育成することを目指します。

授業1コマを90分とし、前期12コマ（2単位）、後期12コマ（2単位）、計24コマ（4単位）を想定しています。

	【前期】 講義	企業調査	【後期】 ワークショップ
目的	ICTベンチャーに対する興味を持ち、理解を深める	ICTベンチャーの実態を知る	自分の考えるビジネスプランを作成する
指導内容の概要	第1章 ICTベンチャーの種類（事例紹介）	・ ICTベンチャーのビジネスコンセプトシートを完成させる	・ 前期の講義や企業調査をもとに、オリジナルのビジネスプランを考える
	第2章 ICTベンチャーと技術		
	第3章 ベンチャーの成長ステージ	・ ICTベンチャーの社長や社員のインタビューを通じて、ビジネスモデルや企業戦略等について理解を深める	・ 3~4人のグループで1つのビジネスプランを練り上げる
	第4章 アイデアから事業機会へ		
	第5章 ビジネスコンセプト		
	第6章 マーケティングの基礎	・ 完成したビジネスプランを発表し、ICTベンチャーの方にフィードバックをもらう	
	第7章 ベンチャーのマーケティング（事例紹介）		
	第8章 ビジネスモデル		
	第9章 ベンチャーとグローバル化		
	第10章 ベンチャーとコスト		
	第11章 資金調達と人材確保、事業リスクと対策		
補講 ビジネスマナー			

(1) 高度ICT人材の育成

我が国が引き続き世界最高水準のICT国家であることを維持し、国際競争力の維持・向上を図っていくためには、技術進歩の著しいICT分野に関する高度な知識や技能を有する人材の育成が重要である。

このため、総務省では、平成13年度から、情報通信人材研修事業を実施する第三セクターや公益法人に対し、当該事業に必要な経費の一部を助成する「情報通信人材研修事業支援制度」を実施しており、これまで650件に対し助成を行い、約2万2,300名に対して研修を行っている。

また、近年、研究開発能力を有し最先端の技術動向や市場ニーズを踏まえたイノベーション戦略を企画・推進できる人材の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、平成18年11月から「ICT分野の研究開発人材育成に関する研究会」を開催し、平成19年6月に報告書の取りまとめを行った。

同報告書では、ICTイノベーションリーダーの育成における基本的な考え方として、研究開発を実践する「実経験」を育成の中心に据え、リーダーの「資質」を持つ人材を、競争と刺激、人材交流のある「実践の場（環境）」におき、出口を理解した優秀な「指導者」を配置するとともに、適切な「評価」と長期的な視点に立った育成が重要であるとし、この考え方に基づいてICTイノベーションリーダーを育成していくことが重要であるとの提言がなされた。

さらに、平成19年5月に策定された「ICT国際競争力強化プログラム」において、人材育成については、ナショナルセンター的機能を有する高度ICT人材育成機関の在り方等を含む抜本的な高度ICT人材育成策の検討

をすることとされていることを受けて、総務省では、国際競争力を強化するために求められる高度ICT人材育成機関・機能の在り方等を含む抜本的な高度ICT人材育成策について検討を行うことを目的として、平成19年9月から「高度ICT人材育成に関する研究会」を開催し、平成20年5月に報告書を取りまとめた。

同報告書では、高度ICT人材育成に向けた取組の基本方針として、必要な高度ICT人材が自律的に輩出されるようなメカニズムが構築されることが必要とされており、そのため産学官が連携して総合的・複合的に実施する必要がある取組として、

ICT産業構造の改革

高度ICT人材予備軍（新卒採用段階）の実践的な能力の育成

高度ICT人材候補者（社会人）の継続的育成

グローバル化への対応

高度ICT人材育成の取組の横展開の推進（高度ICT人材の量的拡大、地方人材の育成）

高度ICT人材育成を一体的、継続的に進めるための推進体制の強化・整備

が挙げられた。

さらに、喫緊に取り組む必要がある高度ICT人材育成策として、

実践的な高度ICT人材育成に特化した新たな「育成の場」の整備

ICT人材の育成の場を社会・経済・産業の環境・ニーズの変化に的確に対応できるよう支援するための仕組み（ナショナルセンター的機能）の整備

が必要との提言がなされた。

(2) 教育の情報化とICTメディアリテラシーの向上

我が国の次世代を担う子どもたちが、早い段階からICTに親しみ、情報活用能力を向上させ、新しい知的価値、文化的価値を創造できる社会を構築することが重要であり、IT新改革戦略においても、「校内LANや普通教室のコンピュータ等のIT環境整備について早急に計画を作成し、実施するとともに、学校への光ファイバによる超高速インターネット接続等を実現する」ことを掲げているところである。そのため、総務省では、学校におけるネットワーク構築のモデルプランを示した手引書である「校内LAN導入の手引」を作成、ホームページで公開している。

また、小中学校におけるICT利活用を支援するため、文部科学省の協力の下に、平成18年11月から3年間、

NHKが保有する学校向けの番組やビデオクリップ等のコンテンツを、希望する全国の小中学校を対象に無料で配信する大規模実証実験「オアシスプロジェクト」を行っているところである。

さらに、総務省では、今後のICTメディアの健全な利用の促進を図り、子どもが安全・安心にインターネットや携帯電話等を利活用できるようにするため、ICTメディアリテラシーを総合的に育成するプログラムである「伸ばそうICTメディアリテラシー～つながる！わかる！伝える！これがネットだ～」を平成18年度に開発し、平成19年7月から公開し、必要な更新を行いつつ、その普及を図っている。

9

テレワークの推進

(1) テレワークの現状

「テレワーク」は、情報通信技術を活用した場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、業務効率・生産性の向上を実現し、少子高齢化、地域活性化、環境負荷軽減等の課題解決にも資するものとしても期待されている。

総務省「平成19年通信利用動向調査」によると、平成19年の企業におけるテレワーク導入率は、10.8%となっており、その導入目的としては、主に「勤務者の移動時間の短縮」や「定型的業務の効率性（生産性）の向上」が挙げられている（図表3-4-9-1、図表3-4-9-2）。また、テレワークを導入している企業の84.8%

が導入目的に対し「効果はあった」と回答している。

我が国におけるテレワークの現状については、導入済企業においても試行錯誤しながら定着と拡大を図っている段階にあり、他の多くの企業においては、テレワークに対する認知や理解が不足している上に、

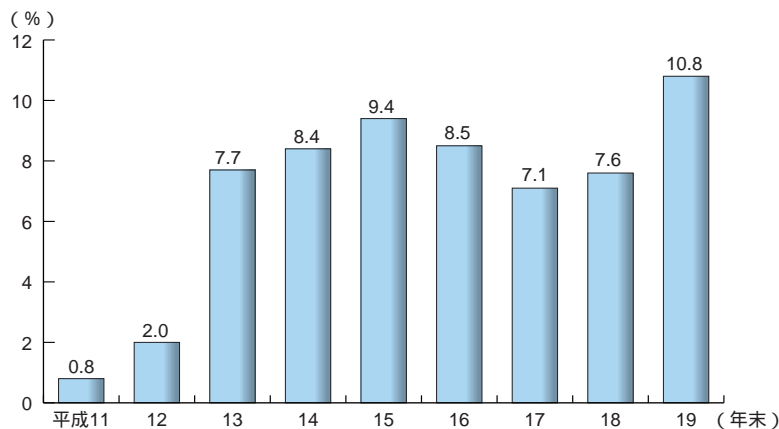
企業や就業者に与える効果や影響が明らかでないこと

在宅勤務時の適切な管理や評価が難しいこと

情報セキュリティの確保等が必要であること

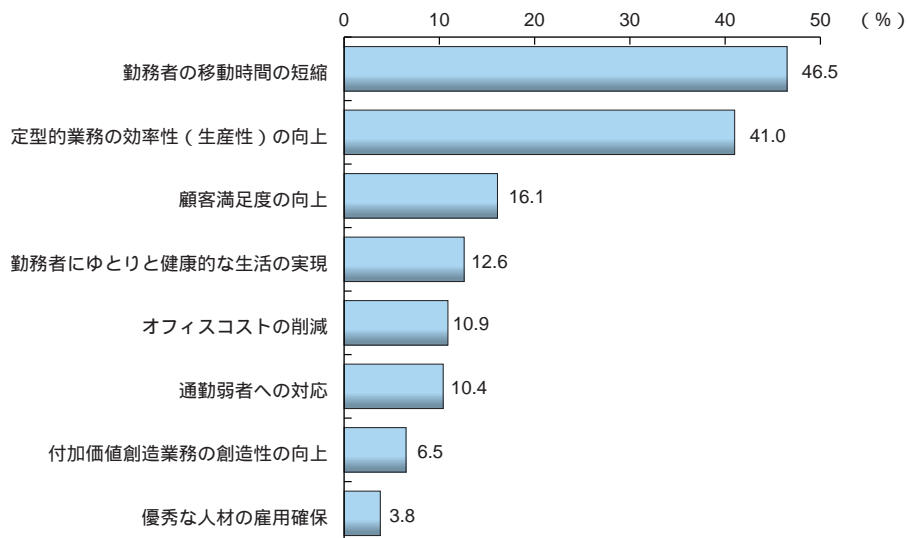
等の課題が存在していることから、いまだ新たな就業形態としては定着しておらず、より一層の普及促進が必要な状況である。

図表3-4-9-1 企業におけるテレワーク実施率の推移



（出典）総務省「平成19年通信利用動向調査」

図表3-4-9-2 企業におけるテレワークの導入目的



（出典）総務省「平成19年通信利用動向調査」

(2) テレワークの推進

テレワークについては、「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月 テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、IT戦略本部了承)において、「2010年までにテレワーカーの就業者人口に占める割合を2割とする」ことを政府目標として掲げており、総務省においても、関係省庁とも連携しつつ、テレワーク普及促進のための各種施策を進めているところである。

ア 民間企業のテレワーク導入環境の整備

総務省では、安心、安全で容易にテレワークの導入が可能となる共同利用型のテレワークモデルシステムの提示を通して、中小企業等におけるテレワーク普及を促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現や地域活性化等を支援するため、平成19年度に厚生労働省と連携して、「テレワーク試行・体験プロジェクト」を実施した(図表3-4-9-3)。プロジェクトでは公募による約100の企業・地方公共団体がテレワークを施行・体験し、システムの安全性や使いやすさに対する評価を得ており、平成20年度についても、体験参加枠を拡大して引き続き実施することとしている。

また、平成19年度には全国5箇所では先進的な技術・システムを用いた先進的テレワークシステムモデル実験を実施し、地方公共団体等業務のテレワークによるアウトソーシングの実現や、地域テレワークエージェントの連携による地域活性化、地方公共団体等での障害者の就業機会の拡大等、テレワークの様々な社会的効果について検証・提示を行った。

さらに、平成19年度税制改正において、企業のテレワーク設備導入に投資インセンティブを付与するため、「テレワーク環境整備税制」が創設されている。

対象者：テレワーク関係設備の導入を行う者

対象設備：シンクライアントシステム、VPN装置等

税制特例：取得後5年度分について固定資産税の課税標準を2/3に軽減

適用期間：平成19年4月1日から平成21年3月31日まで(2年間)

イ 公務員によるテレワークの普及推進

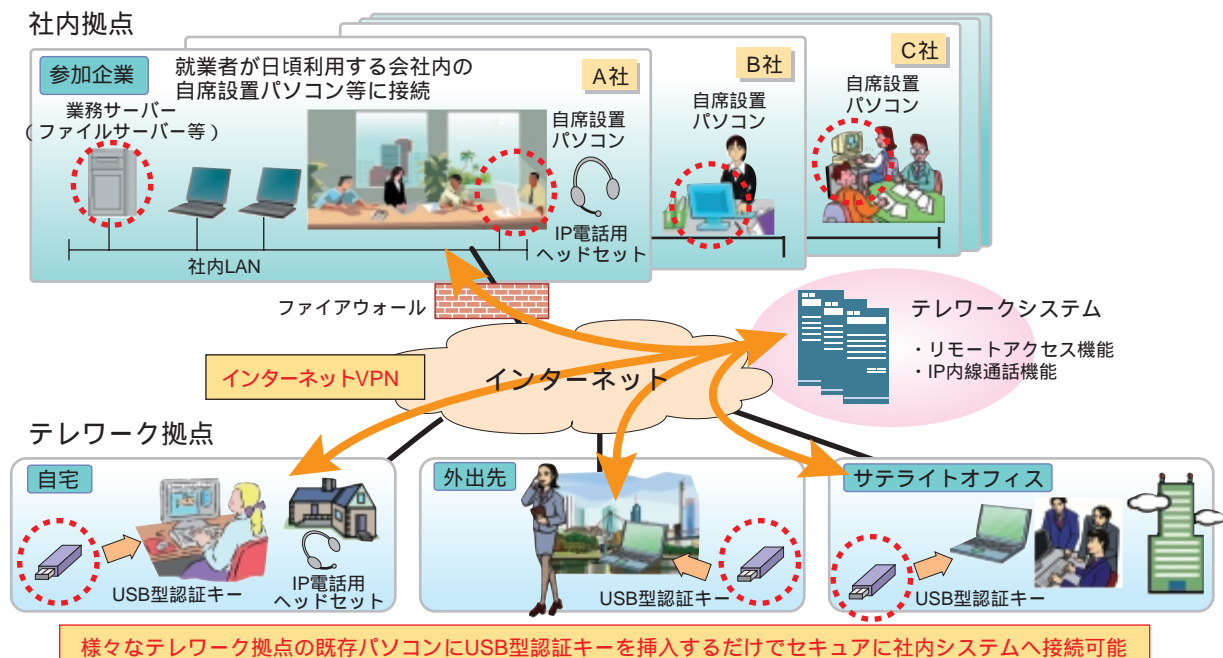
国家公務員のテレワークも本格導入に至っておらず、我が国全体のテレワークを促進する観点からも早期の導入が求められる。

総務省では、平成19年5月から中央省庁では初めて、テレワーク(在宅勤務)を本省(中央合同庁舎2号館)に勤務する全職員を対象に実施している。

ウ テレワークの普及啓発

総務省では、我が国と諸外国におけるテレワークの意義・現状、事例紹介、意見交換等を行う場として、平成19年11月に「テレワーク国際シンポジウム」を開催した。さらに、全国各地で地域セミナーを開催し、各実験実施地域における実証実験の成果や地域でのテレワーク実践事例等を紹介し、テレワークの普及及び理解の促進を図っているところである。

図表3-4-9-3 テレワーク施行・体験プロジェクトの実験イメージ



10

ICT分野における地球温暖化問題への対応

近年、地球温暖化問題が深刻さを増す中で、ICTは安全・安心な社会の実現や、利便性の向上、地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、業務の効率化を通じて、地球温暖化問題への取組にも貢献できると期待されているが、その一方で、ICT機器の増加・高機能化等による電力消費量の増加に伴う地球温暖化への配慮が求められているところである。

このような状況を踏まえ、総務省では、平成19年9月から地球温暖化問題への対応に資するICT政策について検討することを目的として、「地球温暖化問題への対応に向けたICT政策に関する研究会」を開催し、平成20年4月に報告書を取りまとめた。

報告書では、ICTと地球温暖化との関係を定量的に把握するため、我が国における2012年までのICT使用によるCO₂排出量（主に電力消費量の伸び）とICT利活用によるCO₂排出削減効果について推計を行った。

まず、ICT使用によるCO₂排出については、2012年における我が国のICT分野全体の電力消費量は730億kWh、これにより3,000万トンのCO₂が排出されると推計された。

次に、七つの分野及び19のICT利活用シーンを評価対象として推計した2012年度（平成24年度）のCO₂排出削減量は、6,800万トンであり、差し引き3,800万トンのCO₂の排出が削減されるとしている（図表3-4-10-1）。これは1990年度の日本のCO₂総排出量の3.0%に相当し、ICTには非常に大きな潜在力があると考えられる。

また、ICTによる更なるCO₂排出削減方策として、データセンタ、ASP・SaaSに関する環境配慮対策や、情報管理の省エネ化の推進のほか、ICTによる環境に配慮した取組の促進として、

企業・家庭に対するICT利活用の促進

社会システムのICT化の促進

CO₂排出削減効果の簡易な評価手法の確立

普及啓発の推進

等の取組が有効であると指摘されている。

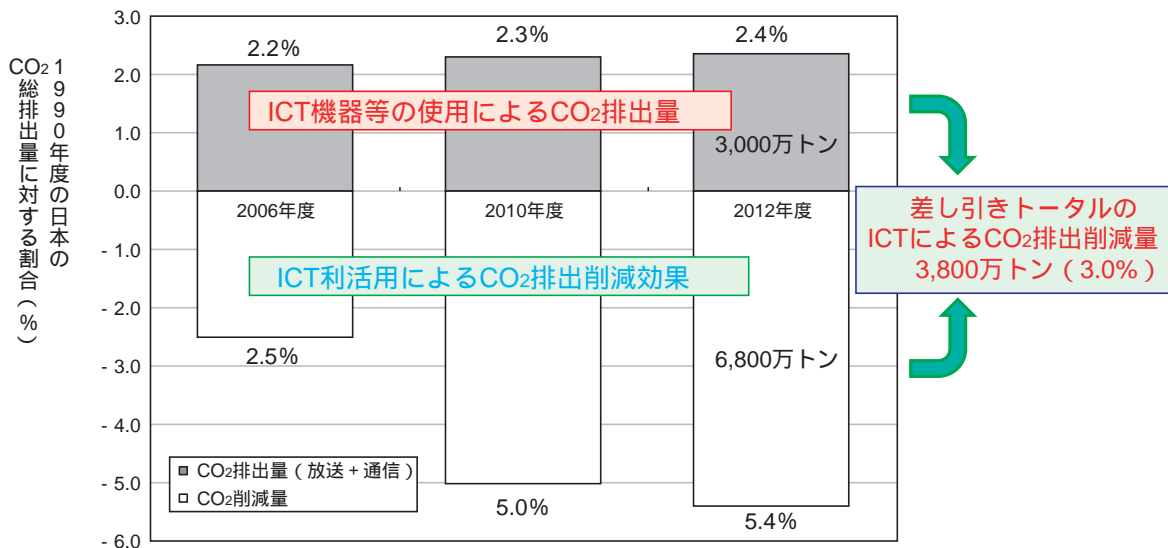
本研究会の提言として、第一に「経済成長と利便性の向上を追求しつつ地球温暖化問題へ積極的に貢献できるICT」というコンセプトを国内外に積極的に発信し、その認知度の向上を目指すべきことが挙げられている。

また、ICTによるCO₂排出削減効果の評価手法を国際的なレベルで確立し、標準化を進めること、ICT利活用によるCO₂排出削減を発展途上国のCDM（Clean Development Mechanism）へ活用することも挙げられ、そのような取組についても検討を開始すべきとされた。

総務省では、平成20年4月15日から16日までの間、京都にて国際電気通信連合（ITU）と共催で、「ICTと気候変動」に関するシンポジウムを開催した。本シンポジウムには、総務省から本研究会の結果をインプットし、ITUにおいて、今後ICTによるCO₂排出削減効果の評価手法の標準化活動を行うこと等を盛り込んだ議長報告が取りまとめられた。今後は、ITUにおいて、産業界等からも幅広く参加を求めて検討グループを設立し、標準化策定作業が開始される予定である。

総務省としては、これらの提言を踏まえ、ICTによるCO₂排出削減効果について実効ある評価を行うための国際的な指標の確立に向け、ITU等での国際的な基準作りにも貢献するとともに、国民や企業、家庭における環境に配慮した取組を一層促進するための支援策等について検討を進める予定である。

図表3-4-10-1 ICT分野全体のCO₂排出量とICT利活用によるCO₂削減効果



11

医療のICT利活用の推進

我が国の医療現場は、医療従事者の業務負担の増大により医療過誤も多く報告されているほか、高齢化社会の進展に伴い国民医療費の急速な伸びが予想されており、生活習慣病対策等の必要性が高まっている。

これらの課題の解決に資するため、総務省では、医療の安全性向上や業務の効率化等に向けた電子タグやセンサーネット等のユビキタスネット技術の高度利用による活用方策について普及啓発を行うとともに、平成20年度から、個人の健康情報の有効活用により、医療機関間の継続性ある医療の提供や日常的な健康増進対策に資する健康情報活用基盤の構築に向けた実証事業を厚生労働省、経済産業省と連携して行っているところである（図表3-4-11-1）。

また、近年、地方における医師不足等が指摘されている状況を踏まえて、地域医療の充実に資する遠隔医療技術の活用方法と、その推進方策について検討することを目的として、平成20年3月から、厚生労働省と共同で「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」を開催している。

同懇談会では、

地域医療が抱える課題と地域のニーズ
課題解決に資する遠隔医療モデルの内容
遠隔医療モデルの推進に向けた課題
20年度実証プロジェクトの実施内容
等について検討を行っている。

図表3-4-11-1 健康情報活用基盤実証事業の概要

